

(お知らせ)

令和4年10月4日
防 衛 省

1. 北朝鮮は本日7時22分頃、北朝鮮内陸部から、1発の弾道ミサイルを、東方向に向けて発射しました。詳細については現在分析中ですが、当該弾道ミサイルは、最高高度約1,000km程度で、約4,600km程度飛翔し、7時28分頃から7時29分頃にかけて、青森県上空を通過した後、7時44分頃、日本の東約3,200kmの我が国排他的経済水域（EEZ）外に落下したものと推定されます。
2. 防衛省は、政府内及び関係機関に対して、速やかに情報共有を行いました。現在までのところ、航空機や船舶からの被害報告等の情報は確認されていません。
3. 総理には、本件について直ちに報告を行い、まず、発射直後には、
 - ① 情報収集・分析に全力を挙げ、国民に対して、迅速・的確な情報提供を行うこと
 - ② 航空機、船舶等の安全確認を徹底すること
 - ③ 不測の事態に備え、万全の態勢をとること

また、上空通過後には、我が国上空を通過させる形での弾道ミサイル発射は、我が国の国民の生命、財産に重大な影響を及ぼし得る行為であることを踏まえ、

- ① ミサイルが通過したと判断される地域に重点を置き、落下物等による被害がないか、速やかに確認すること
 - ② 北朝鮮の今後の動向を含め、引き続き、情報収集・分析を徹底すること
 - ③ 米国や韓国等、関係諸国と連携し、引き続き、必要な対応を適時適切に行うこと
- との指示がありました。

4. これを受け、防衛大臣は

- ① 我が国領域及び周辺海域における被害の有無の確認を徹底すること
 - ② 米国等と緊密に連携しつつ、必要な情報の収集・分析に全力を挙げること
 - ③ 不測の事態の発生に備え、引き続き警戒監視に万全を期すこと
- の3点について指示を出しました。その後、関係幹部会議を開催し、また、F-15戦闘機等で情報収集を行うなど、対応に万全を期しているところです。

5. これまでの弾道ミサイル等の度重なる発射も含め、一連の北朝鮮の行動は、我が国、地域及び国際社会の平和と安全を脅かすものです。また、このような弾道ミサイル発射は、関連する安保理決議に違反するものです。特に、我が国上空を通過させる形での弾道ミサイル発射は、航空機や船舶はもとより、上空を弾道ミサイルが通過したと判断される地域の住民の安全確保の観点からも極めて問題のある行為です。我が国として断じて容認できず、北朝鮮に対して厳重に抗議し、最も強い表現で非難しました。

6. 防衛省・自衛隊としては、引き続き、米国等とも緊密に連携し、大臣指示に基づき情報の収集・分析及び警戒監視に全力をあげるとともに、今後追加して公表すべき情報を入手した場合には、速やかに発表することとします。

